
五 泉 地 域 衛 生 施 設 組 合
中 間 処 理 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業
に 係 る 見 積 等 調 査

見 積 提 出 要 項

令和 1 年 10 月 18 日

五泉地域衛生施設組合

目 次

第1章	本件見積実施の目的	1
第2章	対象事業の概要	2
1	事業名称	2
2	施設管理者の名称	2
3	事業の目的	2
4	公共施設等の概要	2
5	事業期間等	2
6	事業方式	3
7	契約形態	3
8	業務範囲	3
9	事業者の収入（組合からの支払分）	4
10	本施設の余熱利用について	4
11	本施設から発生する副生成物等の取扱いについて	4
12	官民のリスク分担	4
13	モニタリング	5
第3章	見積提案に関する事項	6
1	本件見積実施スケジュール	6
2	見積提案書提出に関する手続	6
3	見積提案書提出に関する留意事項	9
4	その他	9
【別紙1】	本事業の事業スキーム（例）	10
【別紙2】	本事業における事業者を支払う対価について（案）	11
【別紙3】	官民のリスク分担（案）	15
【別紙4】	提出資料	17
【別紙5】	単価表	20

第1章 本件見積実施の目的

五泉市、阿賀野市、阿賀町（以下、「本地域」という。）から構成される、五泉地域衛生施設組合（以下、「組合」という。）は、中間処理施設整備・運営事業（以下、「本事業」という。）を、設計・建設から運営・維持管理までを一括して発注するDBO方式により実施する予定である。

「中間処理施設整備・運営事業に係る見積等調査」（以下、「本件見積」という。）は、本事業の実施にあたり、次に掲げる事項を目的として実施するものである。

- ① 要求水準書等その他募集資料検討のための参考資料の徴収
- ② 全体事業費の把握

「中間処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 見積提出要項」（以下、「見積提出要項」という。）は、組合が本件見積に参加する民間事業者（以下、「見積参加者」という。）に対し、本件見積における見積提案書を作成する上の指針として配付するものである。見積参加者は、見積提出要項の内容を踏まえ、本件見積に必要な書類を提出するものとする。

なお、見積提出要項に併せて次に示す資料を配付する。これらも見積提出要項と一体の資料とし、「見積提出要項等」と定義する。

なお、これらの資料は、見積等調査のためのものであり、今後の検討により、内容が変更される場合がある。

- ・ 中間処理施設整備・運営事業 見積仕様書（以下、「見積仕様書」という。）
- ・ 中間処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 様式集（以下、「様式集」という。）

本件見積は、上記に示す見積仕様書に基づき作成することとする。

第2章 対象事業の概要

1 事業名称

中間処理施設整備・運営事業

2 施設管理者の名称

五泉地域衛生施設組合 管理者 五泉市長 伊藤 勝美

3 事業の目的

本地域では、発生する可燃ごみや、不燃ごみ・粗大ごみ等の一般廃棄物について、組合による共同処理や各市町による処理を行っている。しかしこれら組合や各市町の廃棄物処理施設は、稼働後 25～36 年が経過し、いずれも老朽化していることから、施設更新が急務となっている。

また、国においては「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」において、今後の恒久的な対策として、小規模なごみ焼却施設を高度な処理機能を有する大規模施設へ集約する必要性を示しており、新潟県においてもごみ処理の広域化を推進している。

こうした国や県の施設整備方針を踏まえ、本地域では平成 25 年 5 月に廃棄物処理施設内部検討委員会を設置し、広域エリアでの施設整備及び共同処理について検討を進めてきた。これを受けて組合では、新たな中間処理施設を整備することにより、本地域内の一般廃棄物について、更なる集約処理を実施することとした。

本事業の目的は、組合が掲げる廃棄物行政の在り方を具現化した施設整備を行うと同時に、サービスの向上と経済性を追求した運営・維持管理を実施するものである。

4 公共施設等の概要

(1) 名称

(仮称) 五泉地域衛生施設組合中間処理施設

(2) 建設地

表 1 建設地

項目	概要
建設地所在地	新潟県五泉市清瀬 84 番地 2 ほか
敷地全体面積	約 2.9ha (全体)

(3) 土地等の使用等に関する事項

組合は、事業期間中、本事業の用に供する範囲において、土地及び施設を事業者に無償で使用させる。

(4) 施設の概要

本事業で整備する施設は、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、管理棟（エネルギー回収型廃棄物処理施設との合棟）、計量棟、ストックヤード、駐車場、付帯施設（構内道路、門扉、植栽、その他関連する施設や設備）（以下、これらを総称して「本施設」という。）である。詳細は見積仕様書による。

5 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。詳細は、見積仕様書を参照のこと。

事業期間：特定事業契約（以下で定義する。）締結日から約24年間とする。

設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和6年12月31日とする。

運営・維持管理期間：令和7年1月1日から令和27年3月31日とする。

6 事業方式

本事業はD B O（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

組合は本施設の設計・建設、本施設及び中間処理施設の運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、本施設は、組合が所有する。また、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本事業を実施する目的で出資・設立される会社（S P C）。以下「運営事業者」という。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、本施設の設計・建設、本施設及び中間処理施設の運営・維持管理に係る本事業を一括して行うものとする。

7 契約形態

組合は、本事業について事業者の本事業の設計・建設業務及び運営・維持管理業務を一括で委託するために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

また、組合は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設業務を担当する者（以下「建設事業者」という。）と、本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）を締結する。

さらに、組合は、基本契約に基づき、運営・維持管理業務に関して運営事業者と運営・維持管理業務委託契約（以下「運営・維持管理業務委託契約」という。）を締結する。（以下、基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて「特定事業契約」（【別紙1】本事業の事業スキーム（案））を参照のこと。）という。）

8 業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、見積仕様書を参照すること。

(1) 本施設の設計・建設業務

ア 設計・建設業務

(ア) エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計・建設

(イ) マテリアルリサイクル推進施設の設計・建設

(ウ) 計量棟等の設計・建設

(エ) 駐車場、その他付帯施設の設計・建設

イ その他関連業務

循環型社会形成推進交付金申請を含む許認可申請に係る資料作成及び支援（関連機関との協議を含む。）ほか「ア 設計・建設業務」に関連して必要となる業務

(2) 運営・維持管理業務

ア 運営・維持管理業務

(ア) 本施設の運営・維持管理

イ その他関連業務

本施設の運営・維持管理、許認可申請に係る資料作成及び支援（関連機関との協議を含む。）ほか「ア 運営・維持管理業務」に関連して必要となる業務

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における技術管理者は、組合を選定し、本

施設の電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者については設計・建設業務の段階から事業者が選定するものとする。

9 事業者の収入（組合からの支払分）

本事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。詳細は、「【別紙2】本事業における事業者を支払う対価について（案）」を参照のこと。

(1) 本事業における設計・建設業務に係る対価

組合は、本事業における設計・建設業務に係る対価を基本的に出来形に応じ、建設事業者に年度毎に支払うものとするが、詳細は建設工事請負契約にて定める。

(2) 本事業における運営・維持管理業務に係る対価

組合は、運営・維持管理業務委託料については、変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）、固定費用及び各年度の補修業務に要する費用の構成で運営事業者に支払う。

10 本施設の余熱利用について

エネルギー回収型廃棄物処理施設で発生する熱エネルギー（温水又は蒸気）については、本施設内で有効利用を図るものとする。

発電による電力は、本施設で使用し、余剰電力については、組合が売電を行うものとする。売電収入については、組合の収入とする。

11 本施設から発生する副生成物等の取扱いについて

(1) 主灰、飛灰処理物、破碎不燃残渣、処理不適物

本施設での処理に伴い発生する主灰、飛灰処理物、破碎不燃残渣、処理不適物等については、組合の責任において処分を行う。運営事業者は、本施設内で貯留・保管、搬出車両への積み込みまでを行う。

(2) 資源物

本施設での処理に伴い発生する缶、びん、プラスチック製容器包装、金属類等の資源物については、組合の責任において資源化を行う。運営事業者は、本施設内で貯留・保管、搬出車両への積み込みを行い、組合又は組合が指定する業者に引き渡す。

12 官民のリスク分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計・建設及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者との責任分担は、原則として「【別紙3】官民のリスク分担（案）」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時に特定事業契約書（基本契約書、建設工事請負契約書、運営・維持管理業務委託契約書）にて示す。

1.3 モニタリング

組合は、契約に基づき提供される業務の実施状況を確認するため、次のとおり監視を行う。

(1) 業務実施状況

組合は、事業者が提出する図面、報告書等により、事業者の業務実施状況を監視するとともに、随時、現地調査等による確認を行う。

(2) 業務の改善勧告

組合は、事業者が特定事業契約書及び見積仕様書を充足していないことが判明した場合、事業者に対し改善勧告を行い、一定期間内に、改善策の提出、実施を求めることができる。

組合は、事業者に対して改善勧告を行った場合、事業者に支払う業務の対価を減額することができる。

また、組合の改善勧告にもかかわらず、事業者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合、組合は自ら改善を行い、その費用を事業者に求償することができる。

(3) セルフモニタリング

事業者は、事業期間中、セルフモニタリングを行うものとする。詳細は特定事業契約締結後、セルフモニタリング実施計画書を作成し組合へ提出し、協議を行い組合の承諾を得るものとする。

第3章 見積提案に関する事項

1 本件見積実施スケジュール

本件見積のスケジュールを次のとおり予定している。

表2 徴収スケジュール

令和1年10月18日（金）	見積提出要項の配付開始
令和1年10月18日（金）～31日（木）	見積参加資格申請書類の提出等 （事業者が見積参加資格申請書類を提出後、組合から見積参加資格確認結果を通知する。見積参加資格が確認された事業者に対し、見積仕様書等を配付する。）
令和1年10月18日（金）～11月6日（水）	見積提出要項等に関する質問の受付
令和1年11月21日（木）まで	見積提出要項等に関する質問に対する回答
令和2年1月9日（木）正午まで	見積提案書の提出
令和2年1月下旬	見積提案書に係るヒアリングの実施

2 見積提案書提出に関する手続

(1) 見積提出要項等の配付

見積提出要項及び様式集（1）を次のとおり配付する。

- ア 配付資料：見積提出要項、様式集（1）
- イ 配付日：令和1年10月18日（金）
- ウ 配付方法：組合ホームページよりダウンロード。
- エ 配付場所：<http://gosen-eisei.jp/news/shisetsuseibi>

(2) 見積参加資格申請書類の提出

見積参加を希望する者は、次の要領で見積参加資格申請書類を提出すること。見積参加資格確認基準日は、見積参加資格申請書類提出日とする。

- ア 提出期間：令和1年10月18日（金）から28日（月）までの午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
- イ 提出方法：持参によるものとする。
なお、「(8) 提出・問合せ先」に電話にて連絡し、提出に係る事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参するものとする。
- ウ 提出場所：「(8) 提出・問合せ先」参照
- エ 提出書類：「【別紙4】提出資料」参照。用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとし、提出資料一式をファイルに綴じて提出するものとする。
- オ 提出部数：正副各1部
- カ 見積参加要件
 - ・ 見積参加資格書類の提出日時時点で、組合の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ・ 次の3つの要件を満たすこと。なお、複数の施設で、次の要件を全て満たしていれば足りるものとする。

- 平成14年12月1日以降に稼働した、地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続ストーカ式焼却施設について、プラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を、元請として1件以上有すること。
- P F I方式またはD B O方式にて発注された、地方公共団体の一般廃棄物焼却施設について、受注実績を、元請として1件以上有すること。
- 平成14年12月1日以降に稼働した、地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、高速回転破砕機を有する破砕処理施設について、プラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を、元請として1件以上有すること。

(3) 見積参加資格の確認

ア 見積参加資格確認結果の通知

見積参加資格確認については、見積参加資格申請書類が提出され次第随時行うものとする。

組合は、見積参加希望者より提出された見積参加資格申請書類に基づき、本件見積の参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。確認ができ次第令和1年10月31日（木）までに書面により通知する。

イ 見積参加資格がない者に対する理由の説明

見積参加資格がない旨の通知を受けた者で異議のある者は、組合に対しその理由について、次のとおり、書面（様式自由。ただし見積参加希望者の代表者印を要する。）により説明を求めることができる。

組合は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和1年11月21日（木）までに書面により回答する。

（ア） 提出期限：令和1年11月6日（水）午後5時まで。

（イ） 提出方法：郵送（当日消印有効）又は持参とする。なお、持参による場合は、「(8) 提出・問合せ先」に電話にて連絡し、提出に係る事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参するものとする。

（ウ） 提出場所：「(8) 提出・問合せ先」参照

(4) 見積仕様書等の配付

見積仕様書等を次のとおり配付する。

ア 配付資料：見積仕様書、見積仕様書添付資料、様式集（2）

イ 配付日：令和1年10月31日（木）まで

ウ 配付方法：見積参加資格が確認された見積参加者に対してC D等電子メディアにて随時配付する。

(5) 見積提出要項等の内容に関する質問の受付及び回答

ア 見積提出要項等に関する質問の受付

見積参加者より見積提出要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

（ア） 受付期間：令和1年11月6日（水）の午後5時まで。

（イ） 質問の方法

- ・「様式集」様式第4号に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。（電子メール送信の際は、必ず着信を確認すること。）
- ・電子メール以外（電話、ファックス、口頭等）による質問は受け付けない。

- ・提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Excel」(Windows 版とし、バージョンは 2010 以降とする。)とする。

イ 提出先：「(8) 提出・問合せ先」参照。

ウ 見積提出要項等に関する質問に対する回答の通知

見積提出要項等に関する質問に対する回答書を各見積参加者に電子メールにて通知する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

(ア) 通知日：令和 1 年 11 月 21 日 (木) まで

(イ) 通知方法：全ての見積参加者からの質問に対する回答を電子メールにて各見積参加者に通知する。

エ その他

- ・上記の質問の受付期間は、一旦の締切であり、上記の期日以降も随時受け付けるものとする。なお、上記の期日以降に受け付けた質問に対する回答も、すべての見積参加者に電子メールにて通知する。

(6) 見積提案書の提出

見積参加者は、見積提出要項等の記載に従い、見積提案書を提出する。

ア 提出方法：郵送又は持参によるものとする。なお、持参による場合は、「(8) 提出・問合せ先」に電話にて連絡し、提出に係る事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの(ただし、名刺は不可とする。)を持参するものとする。

イ 提出期限：令和 2 年 1 月 9 日(木) 正午【必着】とする。

ウ 提出先：「(8) 提出・問合せ先」参照。

エ 提出書類：

- ・提出書類は、「【別紙 4】提出資料」のとおりとし、5 部を提出する。また、「【別紙 4】提出資料」に示す書類のすべての電子データを納めた CD を 2 枚提出すること。
- ・見積提案書は、「様式集」等を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4 版」縦置き横書き左綴じとし、提出書類一式をファイルで綴じるものとする(見易さ等を考慮し、適宜分冊とすることは可とする。)。また、見積提案書の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りでない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」(いずれも Windows 版とし、バージョンは 2010 以降とする。)とする(図面及びフロー等は、PDF による提出も可とする。)

オ その他

- ・組合は、提出を受けた見積提案書の内容について、質問等があれば電子メールにて見積参加者に対して質問を送付する。見積参加者は、組合からの質問に対し、ヒアリングの実施前までに、電子メールにて「(8) 提出・問合せ先」へ回答を送付すること。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。

(7) 見積提案書に係るヒアリングの実施

見積参加者が提出した見積提案書について、ヒアリングを実施する。ヒアリングでは、見積提案書の内容等について確認を行うものである。ヒアリングに要する時間は、1 者 90 分(プレゼンテーション：20 分、質疑応答：70 分)程度を予定している。

なお、ヒアリングの実施に際しての詳細は別途各見積参加者に通知する。

ア 日 時：令和2年1月下旬（予定）

イ 場 所：組合大会議室（予定）

(8) 提出・問合せ先

提出・問合せ先：株式会社エイト日本技術開発 東京支社

都市環境・資源・マネジメント部 資源循環グループ

担 当：中山、森、渡邊

所 在 地：〒164-8601 東京都中野区本町五丁目 33 番 11 号

T E L：03-5341-5147

F A X：03-5385-8515

電 子 メール：nakayama-shi@ej-hds.co.jp、mori-sa@ej-hds.co.jp、
watanabe-yu@ej-hds.co.jp

3 見積提案書提出に関する留意事項

(1) 費用負担

見積提案書等の作成に係る費用は、すべて見積参加者の負担とする。

(2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

見積提案書等に使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 著作権

見積参加者から見積提出要項等に基づき提出される書類の著作権は、見積参加者に帰属するが、法令等に基づき、見積参加者の許諾を得た上で公表する場合がある。この場合、見積提出要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(4) 見積提案書等の取扱い

提出された見積提案書等については、組合の承諾無く、差し替え、書換え又は撤回をすることができない。また、理由の如何にかかわらず、返却しない。

(5) 組合が提示する資料の取扱い

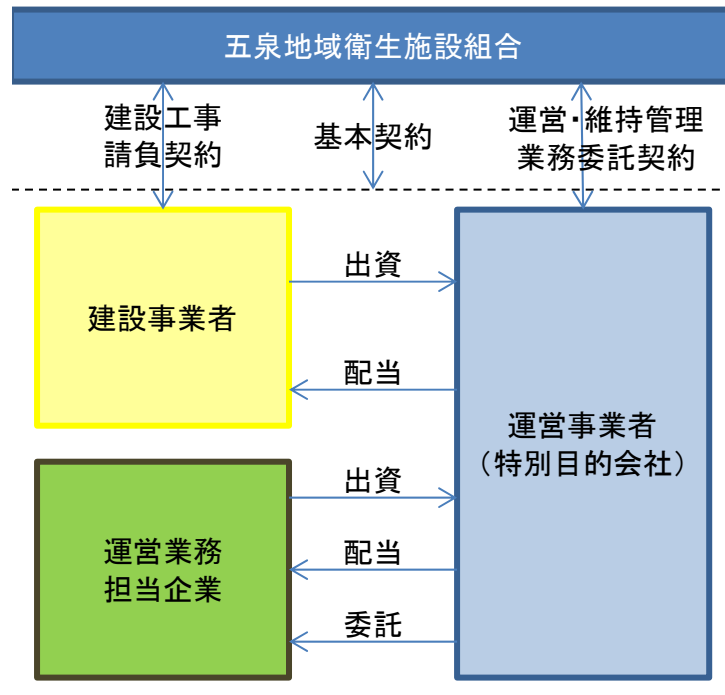
組合が提示する資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用してはならない。

4 その他

(1) 見積参加者は、見積提案書の提出において、「別紙4 提出資料」に示す資料を提出する際は、「DBO方式」を基本とするが、様式集において指定がある場合には、「DBO方式」、「公設公営方式（運営は単年度民間委託）」の2種類の資料を提出すること。

(2) 「公設公営方式」の見積に際しては、「別紙5 単価表」を用いることとし、「DBO方式」の見積に際しては、独自の単価設定とする。

【別紙 1】 本事業の事業スキーム（例）



(注) 上記の事業スキームは考えられる一例を示したものです。

【別紙2】本事業における事業者支払う対価について（案）

1. 対価の構成

本事業において組合が事業者支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	①設計業務 ②建設業務 ③その他上記項目の関連業務を含む
運営・維持管理業務等に係る対価	①本施設の運営・維持管理業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

2. 対価の算定方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計業務費用 ②建設業務費用 ③その他費用	■設計・建設業務に係る対価 ＝左欄支払の対象となる費用の合計 ■組合の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する。

(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営・維持管理業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
運営・維持管理業務委託料A	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）
運営・維持管理業務委託料B	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用除く） ・電力等の基本料金 ・その他費用（SPC経費等）	■各支払期の支払金額 ＝[左欄対象費用の運営・維持管理期間中の費用の合計金額]÷支払回数（12回/年×20年3ヶ月）
	②補修費用	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。

(3) マテリアルリサイクル推進施設の運営・維持管理業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
運営・維持管理業務委託料C	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理量（実績値）× 提案単価（円/t）
運営・維持管理業務委託料D	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用除く） ・電力等の基本料金 ・その他費用（S P C経費等）	■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営・維持管理期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（12回/年×20年3ヶ月）
	②補修費用	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。

3. 対価の支払方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。

(2) 運営・維持管理業務等に係る対価

① 支払回数

業務委託料A及びC（変動費用）：243回（20年間3ヶ月×年12回）

業務委託料B及びD（固定費用）：243回（20年間3ヶ月×年12回）

業務委託料B及びD（補修費用）：40回（20年間×年2回）

② 業務委託料A及びCの1回あたりの支払額は、事業者の提案によるものとする。

③ 業務委託料B及びDのうち、固定費用の1回あたりの支払額は、20年間3ヶ月の合計額を243等分した額とする。

④ 業務委託料B及びDのうち、補修費用については、各年度の補修計画に合わせた支払額とし、半期ごとに支払う。なお、初回の支払いは、令和7年度の上期からとする。

4. 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

① 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。

② 運営・維持管理業務等に係る対価

運営・維持管理業務等に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案については、合理性及び妥当性があると組合が認める場合、協議を行い見直しすることができる。

区分	改定の対象となる費用	指標
運営・維持管理 業務委託料A 運営・維持管理 業務委託料C	・燃料費	・石油燃料 「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」日本銀行調査統計局 ・都市ガス 「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道/都市ガス/小口都市ガス」日本銀行調査統計局
	・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」日本銀行調査統計局
	・光熱水費（電力等の基本料金除く） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
運営・維持管理 業務委託料B 運営・維持管理 業務委託料D	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模30人以上）/現金給与総額指数/全国平均」厚生労働省
	・維持管理費（補修費用除く） ・その他費用（SPC経費等）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
	・電力等の基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、組合と事業者が変更内容をもとに協議し、組合が変更等を決定する。
	・補修費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局

(2) 改定の条件

運営・維持管理業務等に係る対価の支払額については、年1回改定の有無の確認を行うものとし、改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、1.5%を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。

(3) その他

① 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営・維持管理期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、組合が改定内容にあわせて負担する。

② その他例外的な見直しについて

固定費用、変動費用を構成する費目のうち、(1)、(2)による見直し方法が適当でないと組合が認めた費目については、組合と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

【別紙3】官民のリスク分担（案）

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの	○	
	資金調達	事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
		交付金の見込み違いによるもの	○	
		事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの		○
	契約締結	その他の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するリスク	○	
		組合の事由により、事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
	政策変更	事業者の事由により、組合と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
		組合に関わる政策の変更（事業に直接的影響を及ぼすもの）	○	
	法令等変更 （税制変更を含む）	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	組合が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	施設の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
		事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		事業者が行う調査・設計・工事・維持管理・運営に関わる住民反対運動、訴訟		○
	周辺環境の保全	事業者の業務に起因する環境の破壊		○
	債務不履行	組合による債務不履行	○	
		事業者による債務不履行		○
	事業破綻	事業者の財務に関するもの		○
	土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○	
	物価変動	開業前の物価変動		○
		開業後の物価変動	○	△
金利変動	金利変動		○	
技術革新による陳腐化	提案システムが供用開始までに技術的に陳腐化した場合		○	
	提案システムが供用中に技術的に陳腐化した場合	○	△	
不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの	○	△	

○：主分担 △：副分担（一定程度までは分担する）

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
計画設計	測量・調査	組合が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計変更	組合の指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
	応募	提案書作成の費用負担		○
用地確保	当該事業用地の確保に関するもの	○		
建設	完工	組合に起因する工事遅延によるもの	○	
		事業者に起因する工事遅延によるもの		○
	建設費超過	組合の指示による工事費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の工事費の増大		○
	施工管理（工事による一般的損害）	施工管理に関するもの、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
	要求水準の未達	要求水準の未達（施工不良を含む。）		○
施設損傷	工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○	
所有権移転	所有権移転	所有権移転に関するもの	-	-
運営	支払い遅延・不能	組合の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	計画した廃棄物量が確保できない	○	△
	ごみ質変動	計画した廃棄物質が確保できない	○	△
	搬入管理	ごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	運営費上昇	組合の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大（物価変動によるものは除く。）		○
	施設損傷	組合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く。）	○	
		事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○
	要求水準の未達	要求水準の未達（施工不良を含む。）		○
発電収入の変動	電力会社の売電単価変更による発電収入の変動	○		
	事業者の事由による売電収入の変動		○	
終了時	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業者の清算手続きに伴う評価損益等		○

○：主分担 △：副分担（一定程度までは分担する）

【別紙4】提出資料

見積参加者は、次の図書等を提出すること。

I. 見積参加資格申請時提出書類（見積参加資格申請書類）

- 1 参加表明書 (様式第1号)
- 2 見積参加資格確認申請書 (様式第2号)
- 3 建設実績 (様式第3号)

II. 見積提出要項等に係る質問に関する書類

- 1 見積提出要項等に係る質問書 (様式第4号)

III. 見積提案書

- 1 見積提案書提出書 (様式第5号)
- 2 設計・建設業務関連

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

- ① 建設費交付対象内外内訳表 (様式第6-1号)
- ② 建設費内訳書 (様式第6-4号)
- ③ 設計基本数値（計算書及び図面）

下記ア)～イ)の項目に関しては、低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみに対してそれぞれ明記すること。また、季節により収支が異なる場合には季節を分けて作成すること（例：夏季、冬季、春秋季）。

ア) 物質収支

イ) 熱収支（蒸気系統収支、エネルギー収支：熱精算図）

ウ) 用役収支

- ・電 力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力（施設全体）、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。
- ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
- ・燃 料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
- ・薬 品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
- ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

- ④ 設計数値表 (様式第7-1号)

⑤ 図面【A3版】

ア) 全体配置図

イ) 動線計画図

ウ) 各階機器配置図

エ) 断面図（縦断、横断図）※主要箇所のみで可

オ) フローシート

- ・対象廃棄物及びその生成物、副産物
- ・上水道、雨水、再利用水、冷却水
- ・排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水等）
- ・ボイラ給水、蒸気、復水、純水
- ・余熱利用
- ・燃料
- ・油圧及び圧縮空気

・脱臭、消臭

か) 仕上げ表 (外部及び内部) (様式第 8-1 号)

キ) 電気設備主回路単線系統図

ク) 建築図 (立面図)

⑥ 工事工程表【A3 版-任意様式】

(2) マテリアルリサイクル推進施設・ストックヤード

① 建設費交付対象内外内訳表 (様式第 6-2 号)

② 建設費内訳書 (様式第 6-5 号)

③ 設計基本数値 (計算書及び図面)

ア) 物質収支

イ) 用役収支

・電 力：設備動力 (プラント、建築設備、照明設備等)、使用電力、料金等の各項目を明らかにすること。

・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。

・燃 料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。

・薬 品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。

・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

④ 設計数値表 (様式第 7-2 号)

⑤ 図面【A3 版】

ア) 全体配置図 (エネルギー回収型廃棄物処理施設と兼用可)

イ) 動線計画図 (エネルギー回収型廃棄物処理施設と兼用可)

ウ) 各階機器配置図

エ) 機器配置断面図 (縦断、横断図) ※主要箇所のみで可

オ) フローシート (エネルギー回収型廃棄物処理施設と兼用できるものは兼用可)

・対象廃棄物及びその生成物、副産物

・上水道、雨水、再利用水、冷却水

・排水 (プラント排水、生活排水等)

・燃料

・油圧及び圧縮空気

・脱臭、消臭

か) 仕上げ表 (外部及び内部) (様式第 8-2 号)

キ) 電気設備主回路単線系統図 (エネルギー回収型廃棄物処理施設と兼用可)

ク) 建築図 (立面図)

⑥ 工事工程表【A3 版-任意様式】 (エネルギー回収型廃棄物処理施設と兼用可)

3 運営・維持管理業務関連

① 運営・維持管理費 (様式第 9 号-1~2)

② その他費用の内訳 (様式第 10 号)

③ 運営人員体制 (様式第 11 号-1~2)

④ 運転人員 (様式第 12 号-1~2)

⑤ 収益率 (様式第 13 号)

⑥ 点検・検査項目 (様式第 14 号-1~2)

⑦ 補修・更新項目 (様式第 15 号-1~2)

4 その他調査

- ① リスク分担表に対する意見
- ② その他本事業への意見・要望事項
- ③ 接続検討申込みに係る技術資料

(様式第 16 号)

(様式第 17 号)

(様式第 18 号)

以 上

【別紙5】単価表

■ 薬品等

項目		単価	項目		単価
人件費	人件費	7,232千円/人・年	純水設備用薬品	塩酸(35%)	22 円/kg
	電気	電気料金		東北電力による	苛性ソーダ(固形97%換算)
上下水		上水		水道料金表による	陽イオン交換樹脂
				陰イオン交換樹脂	2520 円/L
				亜硫酸ソーダ	280 円/kg
補助燃料等	灯油(ローリー)	64.0 円/L		理給用排水処	機器冷却用薬剤
	A重油(ローリー)	62.0 円/L			
	軽油(ローリー)	95.5 円/L	飛灰処理		
	LPG	140.0 円/kg		重金属安定化剤	400 円/kg
装置ガス薬品	消石灰(粉末)	35 円/kg	油脂類	油圧作動油	245 円/L
	活性炭(粉末)	600 円/kg		潤滑油	190 円/L
	アンモニア水(25%)	50 円/kg		グリース	430 円/kg
ボイラ設備	清缶剤	500 円/kg		その他	脱臭用活性炭
	脱酸剤	650 円/kg			

※：上記の項目以外の薬品・資材等を用いる場合は、その項目と単価を追記した単価表を提出すること。なお、薬品の濃度が異なる場合も、同様とする。

※：電気料金は、東北電力とし、PPS単価等は用いないこと。

■ 水道料金表

口径の種別	1ヶ月の基本料金	従量料金			
		11m ³ ～30m ³	31m ³ ～100m ³	101m ³ ～1,000m ³	1,001m ³ 以上
13mm	1,404円	1m ³ につき 143円64銭	1m ³ につき 162円	1m ³ につき 172円80銭	1m ³ につき 167円40銭
20mm	2,808円				
25mm	3,348円				
30mm	4,644円				
40mm	7,452円				
50mm	11,988円				
75mm	28,404円				
100mm	55,404円				
臨時用	口径別 基本料金 と同じ				
浴場営業用		1m ³ につき43円20銭			

■ 余剰電力の販売単価

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を考慮するものと
し、余剰電力の販売単価は固定価格買取制度（2019年度～2021年度）の単価を用いる。

一般廃棄物・その他のバイオマス 1KWhあたり 17円＋税

なお、実際は接続契約の締結が認定の条件となることから、すべての再エネ発電設備における
電力購入単価は原則として「認定日」により決定される。